

公明党西田実仁議員の質疑

西田委員

国産材を使った伝統構法は日本の地域発の再生には大変インパクトがあるキーワードだと思っている。

大臣の地元の京都を行ってきた。京の町屋のたたずまいというのは人々に安らぎを与えるものである。

伝統工法は林業の活性化はもちろんのこと 地場産業の振興 地域文化の育成 環境・観光資源の開発 地域発の日本の再生を成し遂げるポテンシャルを持った構法であると思っている。

しかしながら、戦後の日本の建築基準法ができてくる過程で伝統構法が角に追いやられてきてしまった。

その証左として、建築統計年報では伝統工法を含む在来工法がどう規定されているかという、構法を3つに分けていて、1つはプレハブ工法、もう一つはツーバイフォーといわれる枠組み壁工法そして在来工法。在来工法には伝統構法を含んでいるがどう規定されているかという、プレハブ工法とツーバイフォー工法以外の工法となっている。つまりその他扱いになっている。日本でずっと伝わってきた工法がその他扱いになっていることというのは建築基準法においてそして建築行政において伝統構法が位置づけられていなかったことを表しているのではないか。

報道によると大臣は次期国会において建築基準法の改正を出されるとのことです。そこでは、書類の簡素化、審査期間の短縮、厳罰化がなされると報道されている。伝統構法については今度の改正建築基準法の中でどう位置づけられようとしているのか。私自身は、まず第1条の目的のところに伝統構法というのを位置づけていくというふうに抜本的に変えていかなければ戦後の建築行政は変わらないのではないかと思う。大臣の見解を聞きたい。

前原大臣

西田委員の質問は、京都生まれ、京都育ちの私には心に響く発言である。国会でこの問題に取り組んできた西田議員には敬意を表する。

実は世界遺産の中で唯一の木造建築が京都にある。清水寺である。まったく木だけでできている。伝統構法の贅を尽くして造られたものである。

建築基準法の見直しを指示している。来年の法改正になるか見直しになるかは別にして、私が指示していることは3つある。委員の言う通り、書類の簡素化、確認申請承認期間の短縮化、問題を起こした者への厳罰化である。

伝統構法を建築基準法に位置づけることは非常に傾聴に値する大事なポイントであると思っている。ヒアリングをする中で一部そのような意見があるのを承知している。伝統構法を活用するのは林業や木材産業、大工さん工務店、そういう業界の発展に寄与するのみならず、まさに伝統文化を継承していく意味でも大変重要だと思っている。委員が取り組んでこられた視点というのも建築基準法の見直しの中で一つとして検討させて頂きたい。

西田委員

このように重要な伝統構法が法に規定されていないために現実には建築確認が通っていないという現状がある。特に足下フリーの伝統構法については現実的に建てにくくなっている。姉齒事件以降特にそうになっている。ピアチェックで足下フリーの伝統構法の建築確認はどのくらい通っているか。

馬淵副大臣

年間の確認検査数は把握していない。

西田委員

たぶん数棟だろうと思う。

そして現在税金を使って3年掛かりで設計法づくりというのが行われている。平成23年度から運用を始める。この機会は足下フリーの伝統構法と在来工法とを分けることも、もちろんそのためではないが、大きな論打点だと思う。足下フリーの石場立ては実験を行うのでしょうか。新たな設計法づくりのために石場立ての伝統構法は行われるのか。

馬淵副大臣

委員の指摘は、石場立て伝統構法をどのような形で現在の建築基準法の中で設計法を定めていくかについての検討方法についてだと思う。実大振動台実験は「伝統構法設計法の検証と開発」部会に置いて振動実験を行っている。今日までに10件行っているが、けっして多くないと承知している。実大振動台実験をふまえて、石場立て工法を含めて伝統構法を現行の建築基準法にどのように則っていくか、あるいは設計法を確立していくか、大きな課題だと承知している。

西田委員

E-ディフェンスで石場立ての実験を行うか、行わないか。

馬淵副大臣

平成19年以降先ほど申し上げた通り実験を10件行っている。もちろん多くはないと思っているので、E-ディフェンスでの実験は計画の中で決めて行かなくてはならないが、この実証実験は行わなければならないという認識を持っている。

西田委員

是非政治主導ということをお願いしたい。この月曜日に親委員会があった。そこで聞いた限りでは、来年度でこの実験は終わる。そこで行われる実験は2つある。少なくとも以下の2棟を用意している。この2棟は簡易設計法と詳細設計法と2つやるが、いずれも足下フリーではない。足下緊結である。足下フリーはやらない。やるようにしますか。

馬淵副大臣

各委員が承知かどうか、私の方で説明すると、石場立て工法というのは本来であれば足下をアンカーボルトで基礎を中心に地盤に固結させる。石場立てというのは従来石の上に軸柱を建てると言うことで、耐震上は基礎に固結していないので地震の時は基礎から離れる。すなわち地震力からは分断されるので、従来の耐震設計の考え方から離れている。こ

れを実証実験において確認していくというのが重要である。そういうことで研究部会が設置された。

これに関しては委員に伝えたいと思っていたのは、設計法開発のために委員会についてはしっかり見直す必要があると思っている。というのは、今日まで検討してきた実証実験については十分だとは思っていない。

さらには伝統構法に対する認識について本当に中立的な立場で行われているか、十分検証が必要である。

10月10日にシンポジウムが行われた。「伝統構法木造住宅の構造計画・構造設計」というシンポジウムで、そこでこちらの者が出席して聞いたところでは、この設計法の委員会を構成するメンバーの中で問題があると感じているのは、ある委員からシンポジウムにおいて「ツーバイフォーであれ、メーカー仕様の在来工法であれ、プレハブ工法であれ、絶対に伝統構法より耐震的である。」という発言があった。さらに「建築基準法をクリアしたとして建築基準法が想定する以上の地震があった場合、隣の家（在来工法）は倒壊しないが、お宅の家（伝統構法）は基準法ぎりぎり倒壊しかねない。死ぬかも知れないと施主に説明する責任がある。」という発言があった。

このような委員会は本来であれば中立的な立場で学術的に検証されなければならない。この任を拝命されて伝統構法の確認という意味では中立的なバランスを持って検証されなければならないと思っている。そういう意味で委員の指摘にあった通りに伝統構法に関しては、大臣からの指摘でもあったように、基準法の中で改めて見直していきたい。

西田委員

石場立てを認めない関東マニュアルがあるが、それを作成したメンバーがほとんどこの実証実験のメンバーである。偏っている。どちらがよいか実証実験をする必要がある。メンバーの改変を含めて伝統構法の設計法づくりというものを進めてもらいたい。

馬淵副大臣

委員が指摘したマニュアルの件だが、関東（東の）マニュアル、関西（西の）マニュアルというものである。設計法の思想そのものが違うというもので、委員の指摘を十分に承知している。しかしながら、私どももかつての震災の経験をふまえて、人命を失いような脆性破壊を起こすようなことは避けなければならない。真摯な検証が学術的に必要だと認識しているので重ねて申し上げたい。

西田委員

勿論それが大事である。設計法にしても、マニュアル・ガイドラインを作るにしても、それでもあふれるものがあって、エキスパートジャッジをやる必要があると聞いている。

しかし、伝統構法はその土地にある木材を使って、土地の気候にあった建築・設計をするといことなので多種多様である。これをマニュアル・ガイドラインなどだけで一律に規定しようとする、現実には経済性の面からも建てられなくなってしまうという問題がある。多彩な伝統構法を一番知っているのは大工であるとか、建築士とかであるので、このような方々に任せていくということも大事である。

それには大工の認定制度というのがあって、建築大工技能士というものであるが、こういう仕組み・認定制度をきちんと整備して行って、現場のことを一番知っていて、責任があるので、大企業で倒産してなくなってしまうのではなくて、地元では信用が大切なので

そのような地域に根ざしている大工さん、工務店の裁量に任せていくようなことも一方であるのではないかと考えている。

しかし、建築大工技能士というものは建築基準法には何にも位置づけられていない。資格だけは厚生労働省の中で認定されているだけである。建築基準法の中では大工の技能をなんの意味も見いだしていないということと同じである。大工の認定制度について大臣はどのように考えているか。

馬淵副大臣

職人の方々が木の材質の特性、その地域のどの山のどの木、どのような材質のもので造ったことがあるか、どの山の木でこの家を建てるかということ特定する大工もいることを承知している。伝統構法という知見を何らかの形で規定することは重要だと思っている。

一方で、耐震偽装事件以降基準法改正の中で、資格を定めることがやたらと混乱を招くことにつながらないかということも現場からの声で聴いている。大臣からも話があったように、基準法改正というのは住宅着工件数が極めて低下している住宅産業を今後発展させていくためには重要であるという位置づけの中、運用の見直しと含めて今後検討していく。

委員からの指摘のこともどのような形で資格というものを作りながら、運用・認定していくかを検討していく。

西田委員

検討委員会はお金も税金もかかっている。E-ディフェンスという大がかりな実験スペースを使っているわけで、委員会では偏ったメンバーで行われているわけで、実験は設計法に役立たなければやらないという方針がある。そもそも石場立てなんてやる気がない人が集まっていれば実験なんて行われぬ。それに基づいた設計法はやらない。来年度予算案では足下フリーは除外されている。これはあくまで案であるから政治主導で変えてもらいたい。

馬淵副大臣

伝統構法の設計法の検証・開発委員会においてはしっかりと見直しをすることを約束する。

※インターネット審議中継の映像から書き起こしたものを整理してあります。発言そのままではありません。正確なものは国土交通委員会会議録を参考にしてください。

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kaigirok/daily/select0110/main.html>

(文責：江原 幸吉/木の建築設計)